# 令和6年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時 令和6年8月2日(金)10:00~11:20
- 2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
- (1) 委員

児嶋佳文委員、溝端善子委員、濱本さとみ委員、横山智也委員、木村佳史委員、小川真由美委員、 森川晃委員(代理久野浩司)、杉山建一委員、大野孝彦委員、山下景太郎委員(代理宿南久美)、 小林洋介委員、前田智子委員、望月博子委員、深井光浩委員(代理児玉慶子)

#### (2) 事務局

松下直樹 (健康福祉部長)、高見直樹 (社会福祉課長)、平岡ゆり (障がい福祉係長)、水野京子 (障がい福祉係)、柳井相談員 (赤穂市障がい者基幹相談支援センター)、定相談員 (赤穂市障がい者 基幹相談支援センター)

### 4 報告事項

- (1) 第6期赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況(令和5年度)について【資料1】
- (2) 令和5年度障がい者手帳等所持者数について【資料2】
- (3) 令和5年度優先調達実績について【資料3】
- (4) 令和5年度各施設等における一般就労状況等について【資料4】
- (5) 令和5年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について【資料5】
- (6) 事業所の開設について【資料6】
- 5 協議事項
  - (1) 令和6年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について【資料7】
- 6 情報提供·意見交換
- 7 その他
- 8 閉会

事務局	ただいまより、令和6年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。
	本協議会は協議会設置要綱第7条の規定で公開することになっておりますが、本
	日1名の方から傍聴の申し出がありました。傍聴を許可することとしてよろしいで
	しょうか。
委員	(異議なし)
事務局	ありがとうございます。それでは本協議会の傍聴を許可することといたします。
	傍聴人が入場しますのでしばらくお待ちください。
	(傍聴人入場)
事務局	傍聴人におかれましては、赤穂市障害者自立支援協議会傍聴規程に従うようにお
	願いいたします。
	本日の協議会については、赤穂健康福祉事務所の圓尾委員が欠席、また、赤穂特
	別支援学校の森川委員、たつの公共職業安定所赤穂出張所の山下委員、そして医療
	法人千水会の深井委員より、代理人での出席の報告をいただいております。
	次に本日の資料の確認をお願いいたします。
	①令和6年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会の次第、②赤穂市障害者自立支
	援協議会名簿、③赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱です。
	報告事項としまして、①【資料1】第6期赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況(令
	和5年度)について、【参考】活動指標にかかるサービス概要、②【資料2】令和5
	年度障がい者手帳等所持者数について、③【資料3】令和5年度優先調達実績につ
	いて、④【資料4】令和5年度各施設における一般就労状況等について、⑤【資料
	5】令和5年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について、⑥【資料
	6】事業所の開設について
	協議事項については①【資料7】令和6年度赤穂市障がい者基幹相談支援センタ
	<ul><li>一の事業計画について、以上、本日の資料となります。</li></ul>
	それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
	次第2、健康福祉部長の松下よりごあいさつ申し上げます。
事務局	健康福祉部長の松下でございます。
	本日は今年度 1 回目の協議会開催ということで、お忙しいところお集まりいただ
	きありがとうございます。
	また、委員の皆様におかれましては、今年度より2年間本協議会の委員をお引き
	受けいただきありがとうございます。
	本協議会は、お手元の設置要綱にありますとおり、本市の障がい福祉に関するシ
	ステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として位置づけ、報
	告事項の説明、協議事項のご審議、またそれぞれのお立場で感じておられることな
	どを意見交換いただき、今後の障がい福祉施策に活かすべく課題を協議する貴重な
	場として、年2回程度、お集まりいただいております。
	報告事項で説明がありますが、現在手帳を所持されている方、障がい福祉サービ
	スを受けられている方が3,300人強いらっしゃいます。
	0

それぞれの多様なニーズに少しでも応じることができるよう、本協議会において 委員各位のご意見を頂戴しながら、障がいのある人が今以上により安心して暮らことのできる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、 様 様方のご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。 この度、2年に1回の改選がありまして、引き続き委員にご就任いただいた方、また新たに委員にご就任いただいた方がおりますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。 それでは席順に児嶋委員よりお願いします。
ことのできる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、 様方のご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。 事務局 ありがとうございました。 この度、2年に1回の改選がありまして、引き続き委員にご就任いただいた方、 また新たに委員にご就任いただいた方がおりますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。
様方のご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。  事務局  ありがとうございました。 この度、2年に1回の改選がありまして、引き続き委員にご就任いただいた方、また新たに委員にご就任いただいた方がおりますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。
事務局 ありがとうございました。 この度、2年に1回の改選がありまして、引き続き委員にご就任いただいた方、 また新たに委員にご就任いただいた方がおりますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。
この度、2年に1回の改選がありまして、引き続き委員にご就任いただいた方、 また新たに委員にご就任いただいた方がおりますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。
また新たに委員にご就任いただいた方がおりますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。
いしたいと思います。
委員 (各自自己紹介)
事務局 ありがとうございました。次に次第4、会長及び会長職務代理の選出に移ります
委員の皆様には、今年度から2年間の任期で委員をお願いしております。
お配りしております「赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱」第5条第1項で、
「協議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。」とされております。
また、第5条第3項で、「会長に事故ある時はあらかじめ指名する委員が、その即
務を代理する。」とされていますので、この場で会長及び職務代理者を選出したい。
思いますが、委員の皆様に、特にご意見がないようでしたら、事務局から提案され
ていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員     (異議なし)
事務局 それでは、会長に赤穂市社会福祉協議会の児嶋委員、職務代理者には赤穂特別
援学校の森川委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員 (異議なし)
事務局 それでは、会長を赤穂市社会福祉協議会の児嶋委員に、会長職務代理者を赤穂
別支援学校の森川委員にお願いいたします。
児嶋会長は前の席にお願いします
事務局 この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、
- 長が会議の議長となることとなっておりますので、児嶋会長の方に進行をお願い
たいと思います。
議長 引き続き会長のご指名いただきました児嶋です。改めまして2年間お願いします
本協議会は、市内の障がい福祉に携わられている関係機関の方々、また公募に。
り委員に選ばれた方々にお集まりいただき、それぞれの専門分野における情報提供
や、それぞれのお立場で抱えられている課題や様々な悩みごと等をこの場で情報が
有しながら、赤穂市の障がい福祉の施策の推進・充実を図っていく協議の場であ
ます。委員の皆様からご意見をいただきながら進めていくとともに、顔の見える。
係づくりをできればと考えておりますので、ご協力お願いいたしまして、冒頭の打
拶とさせていただきます。
それでは、議事の方に入らせていただきます。
本日は、報告事項6点、協議事項1点が議題としてあがっております。

まず、次第の5報告事項(1)第6期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について、 事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、資料1、A3版の第6期赤穂市障がい福祉計画進捗管理 (PDCA)シートを元にご報告させていただきます。お手元の資料1と2枚目には活動指標にかかるサービス概要を参考に添付しておりますので、あわせてご確認ください。

資料1は毎年報告させていただいているもので、国保連の実績値による令和5度の確定値ということで報告させていただきます。第6期計画で掲げた成果目標の中から、主なものとして、福祉施設入所者の地域生活への移行と福祉施設から一般就労への移行をあげています。

まず、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、令和元年度の入所者数64人の6%相当の4人が令和5年度までに地域移行することを目標としておりましたが、実績は1人となっております。

次に施設入所者について、令和元年度基準値64人の1.6%相当の2人が令和5年度に減となることを目標としておりましたが、実績は7人増の71人となっております。

続いて、福祉施設から一般就労への移行についてですが、詳細な内訳等については、報告事項の(4)に掲載しております。

まず、一般就労の目標数については、令和5年度に令和元年度実績の1.27倍の12人を目標としておりましたが、実績は、計画12人に対して3人となっております。

就労移行支援からの一般就労者数は、令和5年度に令和元年度実績の1.3倍の4人を目標としておりましたが実績は0人となっております。

就労継続支援A型からの一般就労者数は、令和5年度に令和元年度実績の1.26 倍の2人を目標としておりましたが実績は1人となっております。

就労継続支援B型からの一般就労者数は、令和5年度に令和元年度実績の1.23 倍の6人を目標としておりましたが実績は1人となっております。

就労定着支援事業所数は、令和5年度に令和元年度実績0か所から1か所増の1 か所を目標としておりましたが、0か所で現状のままとなっています。

以上が成果目標になります。続いてその成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である「活動指標」についてご報告いたします。

表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業について掲載しております。それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込量と、年度末の実績値を記載しております。表の下の方に「当該年度の評価」に記載していますが、訪問系サービスについては、利用者は概ね見込量どおりとなっていますが、利用時間は見込量より少ない状況となっています。これは、障害福祉サービスで利用していた家事援助や身体介護など居宅介護の一部のサービスが介護保険へ移行したことと、これは推測ですが事業所の人員不足によりサービス提供時間に制限が出ていたことが考えられます。

日中活動系サービスについては、概ね見込量どおりの実績となっていますが、就 労移行支援や、市内に事業所のない就労定着支援については、見込量より少ない実 績となっています。

居住系サービスについては、概ね見込量どおりの実績となっています。

相談支援(障がい児も含む)と放課後等デイサービスについては、増加傾向で、今後も増加していくものと考えられます。

次に、表の右側の地域生活支援事業についてですが、事業全般概ね計画どおり実施できています。

令和6年度以降の課題、改善点としましては、障がいのある方の地域移行を進めるために、住まいの確保や地域移行に係るさまざまな支援を行ったり、福祉施設から一般就労への移行を進めるために、一般就労へ移行した人が継続して働き続けることができるような体制づくりに努めていきたいと考えています。

また、障害福祉サービスの利用者が必要とするサービス量を確保するため、支援 事業所や関係機関と連携して受け入れ体制の強化を図っていくことも必要であると 考えています。さらに、計画相談支援については、障がい者、障がい児ともサービス の利用者が年々増加しているのに対して、相談支援員が不足しており、1人の相談 支援員が受け持つケースが増加しているため人材の確保が、今後の課題と考えてい ます。

地域生活支援事業の令和6年度以降の課題、改善点としては、基幹相談支援センターを中心に障がいや障がいのある人への理解をより一層深める事業を実施していくことが必要であると考えています。

以上を踏まえて、協議会でのご意見をいただければと考えております。 報告は以上です。

議長 以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問などございま したらお願いします。

地域の就業支援についてですが、就業支援センターとしての報告は今させていただいた方がよろしいでしょうか。

事務局 関連があるようでしたら、今、ご報告お願いいたします。

委員

委員 ではざっくりとですが、当就業支援センターの令和5年度の実績についてご報告 させていただきます。お配りしていますこちらの資料に沿ってご説明いたします。

赤穂精華園が2006年に国と県から委託を受けて、就業・生活支援センターを 開設いたしまして今年度19年目になりました。お配りした資料1枚目は各市町別 の当センター登録者ですが、右下、全体数にありますように、在職者が半数以上を 占めるようになりまして、430名ですけども、就労支援よりも定着支援の比重が 高まっております。

ですが当圏域(西播磨圏域)には、先ほどの事務局の説明にもあった就労定着支援事業所がなく、また訪問型ジョブコーチも不在です。

毎年増え続ける在職者への対応に、当センターだけでは人員の質量ともに厳しく、

5

特別支援学校卒業生の一部の方の定着支援につきましては、当事業団が県から委託 を受けておりますひょうごジョブコーチと共同して支援しております。

また、当圏域には、就労継続支援A型B型事業所が、人口比では多いのですが、就 労移行支援事業所が、実際に稼働しているところが2ヶ所で、最盛期8ヶ所から比 べますと大幅に減少いたしました。

精神障がい、発達障がいのある方の訓練先として、現在は姫路駅周辺の就労移行 支援事業者に入る方が増え続けております。

後程の資料にありますようにリタリコとかハンズとか、ウェルビーに通われて就職される方が多いですが、姫路までの交通費の負担が大きいという課題がございます。

私どもの意見ですけども、宍粟市におかれましては、交通費を全額補助していただいております。当圏域には移行事業所が少ないという事情を考えていただければ、赤穂市におかれましても、いくらかの交通費の補助をいただきますと、将来的には一般就労されて、費用対効果が高いものと思います。

資料2枚目はここ3年間の当センターの支援しました就職状況をまとめたものです。

近年は精神障がいのある方、発達障がいのある方の割合が半数を超えるようになりました。令和4年度は、コロナ禍からの景気回復や、企業のコンプライアンス意識の高まりにより、障がいのある方の就職件数が29件と、コロナ禍以前の水準に回復いたしましたが、令和5年度は、新規求職者が前年より3割増え、実習件数も増えましたが、就職件数が23件と、率にして、前々年度より減少いたしました。

今年4月から雇用率が2.5%になることもあって、就職件数の増加を見込んでおりましたが、障がい者求人の内容が、一般事務であるとか、介護、清掃、接客などの即戦力を求めるものが多く、求職者のスキルとのミスマッチが目立ちました。そのため、一般就労を断念して、A型事業所を利用される方が昨年度は増加し、計画を立てていただく相談支援事業所を探すのに大変苦労いたしました。

なお今年度ですが7月末時点で、就職件数は18件と、A型事業所利用者は7件、 実習件数が19件で、昨年度を大幅に上回るペースで推移しております。好調の原 因は小売業などの障がい者求人の増加もありますが、当センターや関係する就労支 援機関の縁故による開拓も増えてきております。

課題が山積しておりますけども、今後とも関係機関の皆様と連携して、障がいの ある方の就労を通じた、自立と社会参加を支援していきたいと思っております。今 後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま実績や状況等についてご説明をいただきました。先ほどの事務局の説明 に併せて、ご質問、ご意見等がございましたらお願いをします。

委員

1つ質問というか確認も含めて、先にご説明のありました一般就労について、定着

	支援の事業所がないということと、その定着支援として、就業・生活支援センター
	の方や基幹相談支援センターの方がフォローされるということなんですが、やっぱ
	り足りてないということも含めて、B型から一般就労に移行しても、アルバイトの
	週に二、三日しか行かない場合、その方が仕事に行かない日に今まで利用していた
	例えばB型の事業所等を利用可能なのかという確認をさせていただきたいです。一
	一般就労で頑張ってしんどい思いをしている中、ちょっと気晴らしのような形でこれ
	までの事業所に来て作業する、ということが可能なら、今まで慣れ親しんできた事
	業所の職員や業者さんに会って相談したり近況の話をしたり、そういう形での就労
	定着支援としてある程度フォローできるのかなと思うのですが、そういった併用利
	用は、赤穂市は許可されているのでしょうか。
事務局	今まさに就職活動しながら、事業所を利用されてる方もいらっしゃり、可能と考
	えております。
委員	可能であろうということで、市によっては、例えば併用利用自体が駄目とか、曜
	日限定の併用だけ可能等、条件のある市もあるので、少し確認したかったんですが、
	赤穂市は良いということで、例えば相生市の方や上郡町の方が、事業者さんの住所
	がね、そちらなんですが、それは、その市町村に確認してっていうことになります
	かっ。
事務局	援護地が赤穂の方でしたら赤穂市が判断します。例えば上郡にいらっしゃるけれ
	ど、住所地特例で赤穂が援護地のままでしたらここに相談してもらったら良いです
	が、よその市町が受給者証を発行している方はそちらの市町でまた判断を仰いでい
	ただくことになります。赤穂市に関しては、今のところ併用に制限は設けていない
	です。
委員	それぞれに確認すれば良いということですね。
委員	今の質問は、就職活動してるときの就B利用は、まだ決まってないからいいと思
	うんですが、就職先が決まった後にも、定着してるかどうかの報告や相談、あるい
	はちょっと気晴らしに休みの日に遊びに来たということであれば、B型でそれはカ
	ウントできないはずですよね。
委員	利用はできなくても籍を置いたままでいたいという希望もありますよね。一般就
	労ってね、試用期間があったりするんですね、3ヶ月の試用期間とか。なので、一般
	就労したけれども、もしかしたら試用期間で切られるかもしれないっていう不安が
	あって、切られたとしても元の就Bをやめると言ってしまっていると戻りにくい、
	休んでいるということにもできませんのでね、こちらへ来られないから。
	今日は仕事は休み、という日でも難しいんですかね。皆さんがどういうふうにき
	ちっと分けていくかっていうこともあると思うんですけど。
	例えばですけどそういった、試用期間で終わってしまった後に戻りにくいので、
	籍は置いたままにして欲しいという希望が利用者から出たときに、それはしても良
	いのでしょうか。
 事務局	おっしゃる意味はとてもよくわかります。就労された方、障がいをお持ちの方で

すから、不安も大きいというふうに考えております。

ただ、就労先でまず就労条件というのが決められておるかと思います。勤務日数 や、週何日勤務していただきたいというような要望が会社の方から出てるかと思い ます。

それに加えまして、就Bの方も、これも1つの契約でございますので、就Bの事業所におかれましては、計画に基づいた利用というのが、基本的には前提ということになっておりますし、それによって報酬というのも発生していくということでございますので、そのあたりも、基本的には就職したからとか就Bを使ってるからとか、そういったような線引きはされてはおりませんけれども、やはりそのお互いそれぞれの契約ということを考えていきますと、なかなか今言われた事業所に籍を置いたまま一般就労するというのは契約上は難しい部分もあるかもしれません。

ただ、今就業・生活支援センターもご苦労されてらっしゃることでしょうが、就職された後も、定着支援として就労者に対するフォローというのはずっとされておられるかと思います。当然仕事を続けられない方、一般就労をされてもなかなか続かない方も一定数いらっしゃいますので、そういった方々のフォローというのもまた、定着支援の中でされておられるということになろうかと思います。その中で、一般就労を断念されて、就Bに戻られると、いうことになりましたら、再度計画を作って、以前利用していた就Bを使えないから他の就Bを探すあるいは、就Aを利用するといった選択を計画相談の中で、事業者、利用者に寄り添って決めていくという形になっていくのではないかというふうに思います。

## 委員

一般就労をしました。ただそれがトライアル雇用とかでいきなりフルタイムはしんどいから、例えば月火木金の週 4 日働きましょう。間の水曜日は休みましょう。 その時にB型に行けるようにしましょうねという形も可能だと県から通知があったかと思います。

実際この間も宍粟市の方でB型行かれた方が一般就労されてフルタイムでと言われたんですけども、ちょっとしんどいから真ん中に休ませてということで、その真ん中は従来のBが対応できるように私、してもらいました。B型さんとしてもいきなりここでバイバイするのは不安だし、我々としても支援をしていただきたいということで、そういう形で段取りしました。徐々に、時々B型に戻ってメンタル面のフォローをしていただきつつ、将来的には自立していただくという形で、ずっと働きながらB型の併用利用が可能だということではなかったかと思います。

# 委員

去年、たしかこの自立支援協議会の部会のときだったと思うんですけども、県の 方がご報告された中で、一般就労と就労継続支援B型とは先ほどのご質問の使い方 ができるようになりましたというふうに発表されていたと記憶があります。県の方 がそういうふうにおっしゃられましたので、それは市それぞれの判断ではなく全体 としてですね。

と言いますのが、やはり今まで福祉サービス利用されていた方が、一般就労で新 しいところに行くとなると、当然いろんな不安があるということになりますので、

	その中でB型に戻って、いろいろご相談していただいたりしてフォローができるよ
	うに、という目的ではないかなと思っております。なので、制度として可能かと。
委員	曜日限定というか、何曜日はBを利用って決めるとなると、一般就労の会社の都
	合があるじゃないですか曜日っていうのは。アルバイトで週に2、3日、一般就労
	が入っていて、固定で何曜日っていうのができない。一般就労先を優先しますしね。
	なので、シフトが出たときに、この日は休みだから利用をしたいっていう希望に合
	わせても大丈夫なのかなとか。
議長	整理したら、「併用利用できる」と。ただし、計画性を持った使い方を、というふ
	うに私は理解しました。一般就労が決まった段階で、初めからB型併用にするのは
	OKだけど、突然今日はしんどいからこっち行く、というのはカウントできません
	よ、ということですかね。本人が、一般就労の日だけど当日などに突然今日はB型
	っていうのは、それは計画性が無いということで不可になるんですかね。
	そこまで厳密には別には決まってないのでしょうか。
委員	籍を置いたままにしておける、ということだと思います。
議長	なるほどわかりました。
	将来的にはやはり一般就労に移っていただきたいというのが目的ですからね。
	他にございませんか。
委員	いくつか質問があります。
	デイサービスの利用が年々増えていっているということで、発達障がいの子とか
	増えているので、それはそうだと思います。
	私は保護者の方などに接する機会が多いのですが、支援の供給量を考えると、一
	般の学校の普通クラスに通っていて、もちろん支援は必要であるけれど、低学年の
	ころにデイサービスに登録されて、その後どちらかというとアフターに移行した方
	が良いのではないかというお子さんたちも、長くずっと高学年まで利用しているよ
	うな状況があるというふうに聞いています。
	あそこのデイサービスは軽度の子が多くて、身体とか重度の子は入りにくいだと
	か、居場所がないんじゃないかなって心配されている保護者さんもいらっしゃるの
	で、ニーズにしたがって、インクルーシブというかアフターの方に移行して、もち
	ろん予算の流れっていうものも変わってくるとは思うんですけど、この計画値を高
	くするより連携をとって、必要ないというか、ニーズが軽い子をアフターの方に移
	行していったらいいんじゃないかなというふうに思っているのが、1点です。
	次に若い保護者さんだと、働き方だとかそういったものも変わってきているので、
	土日預ける先がないとか、それは成人されて支援学校を卒業して、という保護者さ
	んたちもそうなんですけど、お仕事がいきなりできなくなっちゃうとか、そんなこ
	とになってしまうので土日に利用できないのかな、というふうにも言われています。
	そういったご相談があった際どう対応されているのかなというのが1点です。
	また、少し別の話題になるのですが、ペアレントトレーニング等の受講者数って
	いう形で、目標を立てて、これがおそらく保健センターさんで、保健師さんがして

くださってる、公的なペアレントトレーニングの数なのかなと思うんですけど、おそらく対象者が絞られていると思うので、どういう方を対象にされているかっていうのを今一度説明をいただきたいです。それに、小学校になってからハンディキャップを持たれた方とかが受講できないということで、いろんな問い合わせがあったりするので、そういった方の対応を、例えば保健センター以外でも、民間のデイサービス等でペアレントトレーニングされてる講師さんもいらっしゃり、それはこの資料の数には含まれてないと思うんですけど、そういったところに外部委託とかできないのかなというふうに思うので、その辺どんな形で進んでるのかなっていうものをお聞きしたいんですけど、いいでしょうか。

# 事務局

放課後等デイサービスについては、本当に足りないということで、部会の方でも 協議したのですが、必要な方に必要なサービスがいかない状況になってるというこ とは把握しております。実際にアフターに行ける方はアフターの方に移ってもらい たいなとか、そのために、利用時間の制限を設けたりしたらどうかなというような 意見が出ています。

あと土日の預け先の件ですが、今の事業所の方のマンパワーが不足していたりしますので、土日に開設してくれる事業所を探していきたいと思います。

そしてペアレントトレーニングなんですが、先ほど委員さんがおっしゃられたようにこの資料の数字は保健センターとあしたば園で行っているペアレントトレーニングの実施に係る受講者数になります。こちらもやはり職員だけではマンパワーが不足していて、対象者についても、あしたば園を利用されている方の保護者に限られてしまっています。地域で子育てをするというような観点からも、対象者を広げるためにも、民間の力をお借りして、支援を求める保護者の方が身近なところでペアレントトレーニングを実施できるような体制づくりを進めていきたいと考えています。

# 議長

よろしいでしょうか。

他に何かご意見はございませんでしょうか?

## 委員

質問とまではいかないかもしれないですけれども、こちらの表の一番上にありますように施設入所等から地域生活への移行ということで、なかなか施設から出るということがまず難しかったり、うちには精神科病院もありまして、退院される先を探すというところでも住まいの課題というものを今、市の方とも協議をいろいろさせていただいているところかなと思います。

ただこれに関しては本当に市だけではなくて、ここにいらっしゃっている委員の 方々、皆さんとも相談をしながら進められると、いろんなご意見をいただけて良い なと考えております。地域で暮らすというのはすごく幅の広いことなので、不動産 会社にとどまらず、地域によっては、公営住宅を活用するというような選択肢を取 られている地域もありますので、様々な手段が考えられたら良いと思っておりまし て、ここでまたいろんなお知恵を、いろんな委員の方々からいただけると、ありが たい部分だなと感じているところです。

### 議長

今の委員からの問題提起というかご提案に対して、何か参考になるようなご意見があればお願いします。

なかなかこの場ではすぐに出なかったらまた連絡を取っていただいて、ご相談い ただけたらなと思います。

他ございませんか。

事務局からの説明もあったところですが資料の右下に、協議会等の意見ということで、先ほどから、福祉施設から一般就労への移行、就労支援ですね、それと障害児 通所・障害児相談支援等についてのご意見があったかと思います。

今年度から第7期ということで、新たな目標の設定をして、また3ヵ年で進めていくということで、取り組んで参ります。先ほど出た就労移行や、成果目標値ですね、これの達成に向けて、事務局も課題や改善点を書かれていますけれども、この辺についてしっかりと取り組んでいただきたい、目標達成に向けて様々な施策を展開していただきたいというような意見を記載する欄になりますが、ここまで協議した内容でよろしいでしょうか。今まとめた以外にも、特にここに書いてもらいたいということがあれば、さらにご意見いただければと思います。

毎年出る意見ですがサービスの計画値と実績の差異については、当然毎年評価して、不足している部分についてはしっかり対応していただくということをもちろん記載していただいて、ほか、事務局の方で出た意見を整理するということで、よろしいでしょうか。

#### 委員

#### (意見なし)

## 議長

その他、ないですか。

それでは協議会ではこれらの意見があったと言うことで記載の方、事務局にお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。報告の(2)、令和5年度障がい者手帳所持者数について、事務局の説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、資料2、障がい者手帳等所持数について、ご報告させていただきます。 平成26年度以降の手帳所持者数、平成30年度以降の障害福祉サービス等受給 者証数の推移になります。

身体障害者手帳所持者につきましては、年々減少傾向にあります。こちらの減少 の要因は、少子化高齢化が進み、手帳をお持ちの方も高齢化してきているので、お 亡くなりになる方が増えてきているためと考えられます。

知的障がいの療育手帳については、年々増加傾向にあります。1つの要因として、 昔に比べ医療が発達したことで、発達障がい、療育が必要な子供を早期発見でき適 切な治療ができるようになったことが増加の要因と考えられます。

精神障害者保健福祉手帳についても、増加傾向にあります。平成26年度と比べますとちょうど2倍に増えています。こちらの要因として、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。

	自立支援医療受給者証についても、精神障害者保健福祉手帳の所持数が増えるの
	に比例して、精神通院医療が年々増加傾向にあります。
	でである。
	報告は以上です。
 §長	事務局の説明は終わりましたけれども、委員の皆さんの方で、ご質問等がありま
~~~	したらお願いいたします。
· ·	(意見なし)
<del>复長</del>	よろしいでしょうか。特にないようでございますので、次に移りたいと思います。
	(3)、令和5年度優先調達実績について。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料3、令和5年度優先調達実績について、ご報告させていただきま
	す。
	本市では、毎年調達方針を定めまして、庁内からの物品及び役務の調達について
	障害者就労施設等からの優先的な調達を推進しています。
	令和5年度の調達実績としては、弁当おかしなど、物品系が2件と、印刷、除草作
	業の役務系が13件で併せて2,176,500円となっております。
	年度別の推移をみますと、令和2年度まで170万円ぐらいで推移しておりまし
	たが、令和3・4年度は、区画整理地内での草刈業務を受注することができ、目標額
	を大きく上回っております。令和5年度も、区画整理地内の草刈り業務は継続して
	発注しておりますが、区画整理組合が市からの助成を受けていないことからこちら
	の実績には含めていないため実績額が減少しています。今後、新たな受注を獲得で
	きるよう、各所管へ働きかけを行ってまいります。
	調達実績については、毎年公表することとなっており、6月号の広報及びホーム
	ページにて公表しております。そのタイミングに合わせて、市内就労施設の紹介記
	事を掲載し、市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注にもつなげてい
	くよう努めています。
	2枚目以降は調達方針、各事業所が受注可能な業務等を添付しております。
	市役所から発注するには、このリストに作業名や品名を登録する必要があります。
	どの事業所でどんな仕事をしているか、職員にもメール等で周知を図っておりまし
	て、調達実績の向上に努めております。
	説明は以上です。
<b>奏長</b>	事務局の説明は終わりましたけれども、ご意見ご質問等ありましたらお願いした
	いと思います。
美員	(意見なし)
§ <del>長</del>	よろしいでしょうか。特にないようでございますので、次に移ります。(4)各施
	設等における一般就労状況について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料4の各施設等における一般就労状況等について、報告させていた
	だきます。
	市内障害者就労施設における一般就労状況についてであります。

市内には令和5年度末時点で就労移行支援事業所が2施設、就労継続支援A型の 事業所が3施設、就労継続支援B型の事業所が7施設ございました。

分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示しています。

資料1でも説明しましたとおり、令和5年度の赤穂市における一般就労移行者は合計3名となっております。内訳は、A型事業所から1名、B型事業所から1名、就業・生活支援センターから1名です。

就労移行支援に関しては、利用者自体がいない状況であります。

就労継続支援A型、B型は、ほとんど定員数に近い、また、少し超えての利用となっております。

続きまして、資料4の2枚目裏側、赤穂特別支援学校の進路状況についてです。 令和5年度の赤穂特別支援学校における進路状況についてですが、卒業生9名の うち、一般就労が2名、就労継続支援B型が2名、生活介護が1名、施設入所が4名

西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況につきましては、さきほどご説明にいただいた通りです。

報告は以上です。

となっております。

議長 事務局の説明が終わりましたけれども、ご質問等がありましたらお受けしたいと 思います。

委員 (意見なし)

議長

事務局

特にないようでございますので次に移らせていただきます。(5)、令和5年度赤 穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について説明をお願いいたします。

資料5で、令和5年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況について 報告させていただきます。

医療法人千水会が赤穂市から委託を受けている4つの事業ごとに報告させていた だきます。

1つ目の基幹相談支援事業です。

基幹相談支援センターに相談支援専門員を2名配置ということで、日々の相談業務、地域の相談支援専門員さんのバックアップを行っています。

詳細な相談件数につきましては、めくっていただいて、令和5年度基幹相談支援 センター相談ケースの方にまとめておりますのでご覧ください。相談件数につきま しては972件となっております。前年度と比較しまして、相談件数は78件減と なっています。実人数は表には上がっていないのですが156人で、うち82名が 新規の相談です。精神障がい者、児童の順で相談が多くなっています。

児童につきましては、ほとんどの方が兵庫県立こども発達支援センターの利用希望ということで、こちらの窓口に来られて申し込みをさせていただいていましたが、 今年度からその業務が保健センターに移りますので、児童の件数は今年度少し減ってくるのかなというふうに考えております。 相談者については、ご本人やご家族さんだけでなく、支援者関係機関からの相談が増えているように思います。ケアマネジャーさんや、他市町の相談支援事業所、 基幹相談支援センター、医療機関、民生委員さんからの相談も時々あり、増えてきています。

対応につきましては、基幹で単独で相談に対応するというよりは、複数の機関で関わるケースが増えてきています。主な連携先としましては、健康福祉事務所や生活困窮、子育て支援課、地域包括支援センター等があります。

相談支援内容につきましては、窓口にこられて、お1人の方が1つの相談だけということはほとんどなく、話を聞いている中から、様々な課題が出てきてると感じています。

数字で見ると、健康・医療、家族関係・人間関係、昨年度と比べると就労が少し増えてきているというふうに思っています。

相談件数につきましては、以上です。

続きまして、2つ目の、地域生活支援拠点事業です。

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で本人の地域生活を支える体制整備ということで、地域の社会資源の状況把握を毎月させていただいています。

また、顔の見える関係づくりということで、各種会議等に出席し、連携体制の構築を図っています。協議会の部会や事業所連絡会を活用し、地域の支援者のスキルアップ等に努めています。今年度につきましては、事業所連絡会で、兵庫県の合理的配慮アドバイザーを招き、合理的配慮について考える機会を持ちました。

3つ目です。

障害者自立支援協議会運営事業です。

全体会のサポートと部会の運営ということで、部会運営につきまして、別紙をご覧いただいて、相談支援部会、しごと部会、こども部会ということで、それぞれ開催をさせていただいています。

先ほど、前段階のお話の中でも出ました相談支援事業所が需要過多で大変になってきているということであったり、一般就労に向けての課題であったり、そしてやはり子供さんのところで放課後等デイサービスが不足している中でどうしていったらいいかということを、部会の中で話し合わせていただいております。

ただ、部会の中で話し合いをして解決できることもあれば、やはり部会だけではなかなか力が足りず解決しきれないことや、地域全体で考えていかないといけない課題等もありますので、そういったことを、こちらの全体会や地域の話し合いの場に上げていけるような工夫が必要ではないかと感じています。

最後に、理解促進等推進事業です。

令和5年度につきましては、障がいのある人の理解を深めるための研修や啓発活動は残念ながら実施できていませんが、にも包括協議会、と言われてもちょっとピンとこないかもしれないですね、長いですが、精神障害にも対応した地域包括ケア

	- ショテルにわける保健・医療・短知期核学等による物業の担よいるのが開催されて
	□ システムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議の場というのが開催されて □ いまして、その中で、関西福祉大学の先生に来ていただいて、ちょっとこれは精神
	障がいだけに特化してしまうことになるんですけれども、精神障がいの理解を深め
	るためのアクションプランのアイデア出しを行いましたので、具体的な活動を今年
	度から進めていきたいと考えています。
	令和5年度の運営状況については以上です。 ************************************
議長	ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、ご質問等がございましたら お受けしたいと思います。
 委員	(意見なし)
議長	よろしいでしょうか。特にないようでございますので、次に移ります。(6)、事業
成义	所の開設について、事務局の説明をお願いいたします。
 事務局	それでは、資料6をお願いします。
4-1717HJ	前回の協議会以降、2つの事業所が新規開設しております。
	1つ目は、令和6年2月1日に指定されたういず ゆーさんです。就労継続支援
	B型の事業所になります。無農薬野菜の水耕栽培をされており、毎週水曜日に実施
	している市役所ロビー販売にも出店していただいています。2つ目は、令和6年6
	月1日に指定された放課後等デイサービス木のおうちかめのこさんです。こちら
	は、放課後等デイサービス木のおうちが放課後デイサービスの事業所が足りないと
	いうことを専門部会で話したり、保護者のニーズを受け1か所増設してくださった
	ものです。
	次に、サービス種別を変更した事業所として、令和6年6月1日にフロンティア
	が就労継続支援A型から就労継続支援B型の事業所に変更したことをご報告いたし
	ます。報告事項は以上です。
議長	事務局の方から新たに開設が2ヶ所、変更が1ヶ所ということで内容の説明があ
	りましたけれども、ご質問等がありましたらお願いいたします。
委員	(意見なし)
議長	よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。
	6、協議事項(1)、令和6年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画に
	ついて、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	資料7、令和6年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの事業計画についてお
	話させていただきます。
	同じく4つの事業ごとに、事業計画の方を説明します。
	1つ目の相談業務につきましては、引き続き相談支援専門員を2名配置しまして、
	日々の相談、関係機関と連携しながら行っていこうと思っています。
	地域の相談支援体制の強化につきましては、相談支援部会を定期開催して事例検
	討等を行い、相談員のバックアップとスキルアップを目指していく予定です。
	相談支援体制の状況に応じて必要な事項を検討していきたいと考えています。今

まさに相談支援体制が逼迫しているような状況ですので、その間ですが、セルフプランの導入を検討するための話し合いを行いました。

相談員のスキルアップという点では、相談支援部会だけでなく、地域にも主任相談支援専門員の方がおられますので、こちらから事業所等を訪問して、相談員さんの相談等に応じていけたらというふうに思っています。

地域移行・地域定着の推進につきましては、仁泉病院で行われている会議等へ出席することで、地域移行・地域定着を進めていくにあたっての課題についても考えていきたいと考えています。先ほどお話しました、にも包括に絡めての理解促進の方も同じく行っていきたいと思っています。

2つ目の地域生活支援拠点事業につきましては、引き続き、地域の社会資源の状況把握に努め、不足するサービス等があれば、障がい福祉係とも相談しながら考えていけたらと思っています。

顔の見える関係づくりも引き続き行っていきます。協議会の部会や事業所連絡会 を活用した地域の支援者のスキルアップ等に努めるということで、研修内容をもう 少し検討していく予定です。

3つ目の障害者自立支援協議会の運営事業です。

協議会を通じた地域づくりということを第一に、各部会において、個別の事例等から地域の課題を共有できる運営を意識していこうと思っています。

これまで、令和5年度まで部会に参加の呼びかけができてなかった、グループホームや生活介護が参加できる機会を、連絡会という形で今年度から設置しています。 先ほども申し上げましたが、それぞれの部会で出てきた地域課題を、こういった 全体会の場へ上げていく仕組みづくりということで、運営委員会のようなものが設 置できないかを検討していきたいと思いますが、こちらの方は、障がい福祉係と相 談していきながら進めていきたいと思っています。

最後に、理解促進等推進事業です。

昨年度のにも包括協議会で上がってきたアイデアをもとに、理解促進の活動を行っています。赤穂には関西福祉大学もございますので、そちらとも連携していけたらなというふうに考えています。

今年度の事業計画につきましては以上です。

	7 年後の事業可画につきよしては以上です。
議長	障がい者基幹相談支援センターの事業計画、大きく4つの事業について説明がご
	ざいましたけれども、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。
委員	こういう、こども部会とかしごと部会っていうのは、私たち委員も参加するよう
	な形になっているんですか。
事務局	特に今までお声掛けをさせていただいたことがないのですが、また検討したいと
	思います。今は障害福祉サービスの事業所等だけになっているのですが、参加者が
	固定というわけではなく、必要な時に必要な方に来ていただくような形になってい
	ますので、またご案内させていただければと思います。
<del></del> 委員	あともう 1 つ、この構成メンバーは、どういう方を選出しようと思って決められ

	ているのかなと思いまして。
	たとえばこども部会で、私はスノードロップに所属していますが、ほぼ活動して
	   ないのと、参加層がもう社会人が多いので、子供の意見はおそらくこの数年あまり
	引っ張れなかったんじゃないかなと思ったりはしてるんです。そういったところで、
	実際の保護者さんとか、会がないのでね、なかなか会としてお招きするっていうの
	は難しいと思うんです。実質ちょっとピントがずれちゃってるんじゃないかなとか、
	そういうものがあるので、どういった形で選ばれているのかなと。
事務局	このコアメンバーとしてのスノードロップさんは、当事者・ご家族さんのご意見
	を聞いていければということで最初に入っていただいたままになってしまってお
	り、こちらの構成メンバーの見直しが必要かと考えておりますので、またご意見い
	ただければと思います。
議長	このメンバーというのは何か要綱等を作って決めているんですか。
事務局	要綱等はありません。
議長	ではそのあたりを含め今後検討するということですね。
	この協議会の委員として参加するのか、あるいはまた違う立場で参加するのか、
	部会とこの協議会の関係ですね、部会ではもっと具体的に話し合って、そこで出た
	意見をこの協議会の方に上げてくるというような流れも、先ほどの事務局の説明に
	ありましたので、その辺は6年度、整理していただきたいと思います。
	他ございませんか。
委員	(意見なし)
議長	特にないようですので、この件につきましては、当協議会において承認するとい
	うことでご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	ありがとうございます。異議なしと認めまして、承認することといたします。
	次に7の情報交換、意見交換に移りたいと思います。
	報告事項(1)のところで、西播磨障害者就労・生活支援センターから、情報提供
	をいただきましたけれども、他の委員の皆様方からも、せっかくの機会でございま
	すので、ご意見、また情報提供がありましたらお願いしたいと思いますけれども、
	どうでしょうか。
委員	赤穂市手をつなぐ育成会は知的障がい者の団体です。やはり今は施設入所よりも
	一般の社会で暮らせるようにグループホーム等の利用を考えていますが、グループ
	ホームは足りていません。
	重度障がい者とか強度障がい者というのが増えてきてる状況でもありますので、
	市の方にも以前より常にお話しさせていただいているところ、各福祉団体の方の努
	力をということですけども、市の方からも、今後とも働きかけをお願いしたいと思
	っておりますので、一意見として申し上げます。よろしくお願いいたします。
事務局	例年ご要望もいただいておりまして、同じ回答になってしまって申し訳ないので
	すが、なかなか市の方で設置するというのが困難ですので、民間の方から参入した
	17

	いということがあれば、それを全力でサポートしていきたいと思っています。
委員	全体的にお聞きしていますとこういう施策とか計画予定、そういうのは素晴らし
	いと思います。ただ1ついえるのが、どこもやはり人材不足で、これが解消されれ
	ば、今の問題等は全部、全部じゃないですけども、改善できると思います。
	この人材不足についてですね、これからどういうふうな取り組みをされるのか、
	ちょっと示していただきたいと。
	これは市だけではなくて、私は県の会議などにも参加していますが、県の方も問
	題にしており、やはりどこも人材不足です。
	ただ、これだけ世話する側が人手不足の中で、される側がこうしたいんやけどっ
	て言っても、やってもらえないですよね。だから、そこら辺をどういうふうに改善
	していけば良くなるのか、これが1つのこれからの課題になると思いますんでね、
	取り組みとして入れていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。
事務局	おっしゃる通りでございまして、世の中、少子高齢化に伴いまして人材不足、ど
	の業界業種におかれましてもそういった話を聞きますけれども、特に福祉関係につ
	きましては、人材不足という話を特に強く聞いております。当然、国県市それぞれ
	のレベルで取り組んでいかなければいけない課題だと思っております。
	赤穂市でも、教育機関と連携してヘルパーさんの養成講座といったものを誘致し
	たり、実施したりといったことに取り組んでおります。
	言われるように、まずは機会を提供することが大事なのかな、そういう人材養成
	の仕組みがまず根本的に必要なのかなというふうに思っております。その上で、魅
	力ある職場として、多くの方に福祉を志していただく、そのあたりは、教育機関だ
	けではなくて、他の各種団体との協力も必要になってくるのかなというふうに思っ
	ております。そのあたりの呼びかけ・働きかけあるいは施策展開、事業展開という
	ところについては行政の役割になって参りますので、国県市それぞれのレベルでで
	はございますけれども、取り組んで参りたいと考えております。
委員	付け加えになりますが、障がい者のスポーツ大会とか、この前も世界陸上パラが
	ありました。それで、神戸市だったかと思うんですが、近隣の町の教育委員会の協
	力もあったと思うんですけども、小学生中学生高校生、そういった方がボランティ
	アで参加する、また、試合を見に行く、そういう障がい者と触れ合う機会が用意さ
	れていて、そういう面はやっぱり神戸市の方は進んでいるのかなと思いました。
	赤穂市もですね、教育委員会と協力して、そういった障がい者と交流できる場、
	例えば今赤穂市で行っているハンディキャップの事業とかありますけども、それで
	はなく、いろんな障がい者の、こういうふうなことがありますよということを知る
	機会が色々あるんです。そういったものを行政の方で情報を取り入れていって、利
	用できる所は利用していってもらい、子供たちにですね、まずそういうところの接
	点を持たせてあげてほしいんです。
	こういう障がいや障がい者スポーツがありますよと、あなたはどう思いますかと
	いう風に体験させることもこれからどんどんやっていってもらえたら、福祉ってこ

	-   ういうことなんだっていう感じで子供たちに発見があると思うんですよね。だから
	そういう子供を育てる意味で、取り組んでいただきたいと思います。
	余談なのですが、今度11月17日にふれあい祭りがあります。そこで、県の出
	前講座ってあるんですけども、私も現在、パラスポーツといった色々な障がい者が
	やっているスポーツ等を紹介するブースでPRさせていただこうと思いまして企画
	しています。そこに来ていただいて、こういうのがあるから、私たちの行事に使わ
	せてもらおうかとか、そういう希望がありましたら、どんどん声かけいただいて、
* 目	やっていただければと思います。ぜひともよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。
	このネットワークっていうのは非常に大事で、この会議は開催回数が限られてい
	るので、何か他の委員さんに情報共有したいということがあれば、事務局を通じて、
	例えば、メールなりなんなりで皆様に情報を回すということにも取り組んでいただ
	けたらなと思いますので、これはお願いしたいと思います。
	他にありませんか。
委員	人材不足というところでですが、高齢者の施設では、海外の方を受け入れて、そ 
	こはやっぱり社会福祉法人といったしっかりした事業所だと思うんですけど、受け
	入れて、住まい等も全て準備して、高齢者施設の職員として雇用するということを
	もうすでにされているところがあります。ですがそれは障がい者の方だと、法人も
	なかなか法人単独でそういったことをするのは大変なので、例えば市の方で、人材
	育成とかそういう海外の方を受け入れる仕組みを作って、研修等で養成、育成して、
	障がい者の施設の方から要望があれば、そちらへ派遣するとか、何かそういうこと
	はできないでしょうか。
	ちょっと飛躍しすぎですかね。本当に国内での人材というか、赤穂市の人材が不
	足していますよね。事業を広げるにも広げられない、というのが、各事業所でもあ
	ったり、全体で見てもそうなので、そういうことも考えられないかなと思いました。
	提案です。
事務局	外国の方が福祉分野にも雇用されつつあるという状況、開かれた就労環境になっ
	てきているのかなとは思いますが、その辺りおそらく間に、福祉の事業者と海外の
	お住まいの方との間に仲介される業者さんがいらっしゃると思います。それが市・
	行政と連携がとれるのかどうかという話にもなりますし、またその辺りは、今後世
	の中の流れを見つつ、検討課題にしていきたいと思います。
議長	他よろしいでしょうか。
 委員	(意見なし)
議長	無いようですので、次第の8、その他でございますけれども、事務局の方、何かあ
	りますか。
事務局	次回の本協議会の日程についてですが、次回は3月の開催を予定しております。
	早めに各委員の皆様に予定をお伝えして参りたいと思いますので、よろしくお願い
	申し上げます。
	<u> </u>

	以上です。
議長	他に委員の皆さんございませんでしょうか。
委員	(意見なし)
議長	特に無いようですね。本日の会議につきましては、各委員さん活発な協議をして
	いただきまして、ありがとうございました。
	それでは、本日の自立支援協議会については、これで閉じさせていただきます。
	大変お疲れ様でした、ありがとうございました。